

第1 監査の対象

市が加入する各種保険について

第2 監査の期間

令和3年11月2日から令和4年3月17日まで

第3 監査の目的

本市では、公務や市民活動等における予期せぬ事故や損害賠償責任などのリスクに備え、被害者への補償や市の財政負担の補填などを目的に各種保険に加入している。保険の加入に当たっては、発生しうるリスクや損害の程度を具体的に想定した上で、保険の対象、目的、補償内容（以下、「保険内容」という。）を適切なものとする必要がある。

また、市民ニーズの多様化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市を取り巻く状況が変化するなか、保険内容が公務や市民活動等の実態に即した適切なものとなっているか適宜検証し、見直すことが肝要である。

さらに、被害者への補償や市の財政負担の補填などを迅速かつ適切に行うためには、保険内容が正しく認識され、情報共有されているなど組織的な体制が整えられていることが重要である。

そこで、本市が加入する各種保険について、保険内容の適切な設定、見直し、情報共有等の項目を主眼に適切かつ有効なものとなっているか監査を行った。

第4 監査の方法

市が加入する各種保険について、次のとおり対象及び主な着眼点を設定して監査を行うこととし、監査の実施に当たっては、各部署へ調査票の提出及び担当職員の説明を求めた。

<対象>

各所属が令和2年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計決算において、保険料として支出のあった保険契約（ただし、自動車損害賠償責任保険は除く。）を対象とした。

また、指定管理者制度導入施設において、指定管理者が管理業務計画に基づき加入している各種保険も監査の対象とした。

<主な着眼点>

- 1 保険内容は適切なものとなっているか。
 - (1) 発生しうるリスクや損害の程度について分析が行われているか。
 - (2) 保険内容の重複について確認されているか。
 - (3) 保険内容について適宜検証・見直しが行われているか。
- 2 保険契約は適正に行われているか。
 - (1) 契約相手方の選定は競争性が確保され、契約手続きが適正に行われているか。
- 3 保険の対象となる事故等に対して組織的な体制が整えられているか。
 - (1) 保険内容について情報共有されているか。
 - (2) 保険金に係る請求は適切に行われているか。
 - (3) 保険の対象となる事故等を未然に防ぐ取組がなされているか。

第5 監査の結果

1 保険契約の概要

(1) 保険契約の区分

今回の監査対象とした保険契約を、次の保険種別に区分した。

- ア 傷害保険 人の傷害疾病に基づき一定の給付を約する保険
- イ 賠償責任保険 施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する事故について、法律上の賠償責任が生じることによって被る損害を補填する保険
- ウ 自動車保険 自動車の利用に伴って発生する損害を補填する保険
※自動車損害賠償責任保険（強制加入）は除く
- エ 動産保険 動産の偶然的な事故による損害を補填する保険
- オ 火災保険 建物、工作物等の火災や風水害等による損害を補填する保険
- カ その他 上記に区分されない保険

区分別の保険契約の状況は表1のとおりであった。

表1 区分別の保険契約の状況 (単位：件)

保険種別	契約件数	主な保険
傷 害 保 険	76(13)	団体総合補償制度費用保険 公民館総合補償制度
賠 償 責 任 保 険	45(28)	病院賠償責任保険 学校災害賠償補償保険 市民総合賠償補償保険 道路賠償責任保険
自 動 車 保 険	17(6)	自動車損害共済 一般自動車総合保険
動 産 保 険	14(7)	公金総合保険 動産総合保険
火 災 保 険	7(1)	建物総合損害共済 賃貸住宅総合保険
そ の 他	1(1)	労働災害総合保険
合 計	160(56)	

(注) 表中において、()内は、指定管理者が加入する保険契約

「第4 監査の方法」で監査対象とした令和2年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計決算並びに指定管理者制度導入施設において、保険料として支出のあった保険契約の総数は160件であった。

(2) 部局別の保険加入状況

部局別の保険加入状況は表2のとおりであった。

表2 部局別の保険加入状況

(単位：件)

部局	保険種別					火災 保険
	契約件数	傷害 保険	賠償責任 保 険	自動車 保 険	動産 保険	
総 務 部	10	7			1	2
財 政 部	7		3	1	2	1
市 民 生 活 部	12	6	1	5		
文 化 ス ポ ー ツ 部	10	10				
健 康 福 祉 部	5	2	1	2		
青 少 年 子 ども 部	13	13				
環 境 部	7	7				
ま ち づ くり 推 進 部	7	2	4		1	
建 設 部	4	2	1		1	
上 下 水 道 部	6		2	2		2
市 民 病 院 事 務 局	6	1	3	1		1
会 計 課	1				1	
消 防 本 部	3	1	2			
教 育 委 員 会 事 務 局	13	12			1	
合 計	104	63	17	11	7	6

(注) 教育委員会事務局には、野外教育センターを含む。

部局別の保険契約件数では、青少年子ども部及び教育委員会事務局がともに13件(12.5%)で最も多く、次いで、市民生活部が12件(11.5%)、総務部及び文化スポーツ部がともに10件(9.6%)であった。

保険種別の状況では、傷害保険が63件(60.6%)と最も多く、次いで、賠償責任保険が17件(16.3%)、自動車保険が11件(10.6%)、動産保険が7件(6.7%)、火災保険が6件(5.8%)であった。

(3) 指定管理者の保険加入状況

部局別の指定管理者の保険加入状況は表3のとおりであった。

表3 指定管理者の保険加入状況 (単位：件)

部局	保険種別	傷害 保険	賠償責任 保 険	自動車 保 険	動産 保険	火災 保険	その他
	契約件数						
文化スポーツ部	7		6	1			
健康福祉部	22	8	9	2	2		1
青少年子ども部	10	4	4	1		1	
産 業 部	6		4		2		
まちづくり推進部	11	1	5	2	3		
合 計	56	13	28	6	7	1	1

指定管理者に係る部局別の保険契約件数では、総合保健医療センターや保健センターなどを所管する健康福祉部が22件(39.3%)で最も多く、次いで、コミュニティ住宅や高蔵寺まなびと交流センターなどを所管するまちづくり推進部が11件(19.6%)、子どもの家や母子の家などを所管する青少年子ども部が10件(17.9%)、総合体育館や温水プールなどを所管する文化スポーツ部が7件(12.5%)、ふれあい農業公園や勝川駅前地下駐車場などを所管する産業部が6件(10.7%)であった。

保険種別の状況では、賠償責任保険が28件(50.0%)で最も多く、次いで、傷害保険が13件(23.2%)、動産保険が7件(12.5%)、自動車保険が6件(10.7%)、火災保険及びその他保険がそれぞれ1件(1.8%)であった。その他保険は、労働災害総合保険であった。

(4) 保険契約に係る支出額

令和2年度における保険種別ごとの支払保険料は表4のとおりであった。

表4 保険種別ごとの支払保険料の状況 (単位：円)

部 局	保険種別		傷害保険	賠償責任保険	自動車保険	動産保険	火災保険	その他
	契約 件数	支払保険料						
総 務 部	10	533,580	498,530			15,050	20,000	
財 政 部	7	29,476,183		7,265,640	6,756,015	166,490	15,288,038	
市 民 生 活 部	12	3,462,383	177,300	3,225,830	59,253			
文 化 ス ポ ー ツ 部	17 (7)	3,916,480 (3,094,980)	821,500	2,949,730 (2,949,730)	145,250 (145,250)			
健 康 福 祉 部	27 (22)	4,192,563 (3,181,382)	2,158,623 (2,147,912)	1,517,733 (768,310)	468,257 (217,210)	43,420 (43,420)		4,530 (4,530)
青 少 年 子 ど も 部	23 (10)	5,088,526 (3,549,900)	2,157,906 (619,280)	2,846,720 (2,846,720)	77,890 (77,890)		6,010 (6,010)	
環 境 部	7	116,253	116,253					
産 業 部	6 (6)	466,145 (466,145)		414,550 (414,550)		51,595 (51,595)		
ま ち づ くり 推 進 部	18 (11)	853,460 (703,830)	148,000 (99,000)	390,710 (297,060)	211,250 (211,250)	103,500 (96,520)		
建 設 部	4	263,920	235,180	3,580		25,160		
上 下 水 道 部	6	4,036,056		1,375,280	356,580		2,304,196	
市 民 病 院 事 務 局	6	20,419,577	382,200	18,546,364	106,067		1,384,946	
会 計 課	1	534,483				534,483		
消 防 本 部	3	498,300	21,910	476,390				
教 育 委 員 会 事 務 局	13	1,497,768	1,457,928			39,840		
合 計	160 (56)	75,355,677 (10,996,237)	8,175,330 (2,866,192)	39,012,527 (7,276,370)	8,180,562 (651,600)	979,538 (191,535)	19,003,190 (6,010)	4,530 (4,530)

保険種別ごとの支払保険料は、病院賠償責任保険、学校災害賠償補償保険、市民総合賠償補償保険、道路賠償責任保険などの賠償責任保険が39,012,527円(51.8%)で最も多く、次いで、市有施設に係る建物総合損害共済などの火災保険が19,003,190円(25.2%)、自動車損害共済などの自動車保険が8,180,562円(10.9%)、団体総合補償制度費用保険、行事参加者の傷害保険、ボランティア活動保険などの傷害保険が8,175,330円(10.8%)、公金総合保険などの動産保険が979,538円(1.3%)であっ

た。

(5) 支払保険料の階層別状況

支払保険料の階層別状況は表5のとおりであった。

表5 支払保険料の階層別状況 (単位：件、円)

保険料階層	保険種別		傷害 保険	賠償責任 保 険	自動車 保 険	動産 保険	火災 保険	その他	支 払 保険料
	契約件数								
1万円未満	33 (10)		24 (4)	3 (1)		4 (3)	1 (1)	1 (1)	107,509 (40,145)
1万円以上 10万円未満	75 (28)		35 (5)	21 (16)	9 (3)	8 (4)	2		3,194,181 (1,239,702)
10万円以上 50万円未満	33 (14)		15 (3)	10 (8)	7 (3)	1			7,246,872 (2,702,290)
50万円以上 100万円未満	6 (1)		1	3 (1)		1	1		4,600,987 (978,110)
100万円以上 300万円未満	9 (3)		1 (1)	6 (2)			2		19,007,985 (6,035,990)
300万円以上 500万円未満	1			1					3,225,830
500万円以上	3			1	1		1		37,972,313
合 計	160 (56)		76 (13)	45 (28)	17 (6)	14 (7)	7 (1)	1 (1)	75,355,677 (10,996,237)

階層別の契約件数は、「1万円以上10万円未満」が75件(46.9%)で最も多く、次いで、「1万円未満」及び「10万円以上50万円未満」がともに33件(20.6%)であり、50万円以上の保険契約は合計で19件(11.9%)となっていた。なお、10万円未満の保険契約が全体の67.5%を占めている状況であった。

階層別の支払保険料は、「500万円以上」が37,972,313円(50.4%)で最も多く、次いで、「100万円以上300万円未満」が19,007,985円(25.2%)、「10万円以上50万円未満」が7,246,872円(9.6%)、「50万円以上100万円未満」が4,600,987円(6.1%)であった。

また、「500万円以上」の3件は、医療事故等による損害に対応するための病院賠償責任保険15,928,260円、公益社団法人全国市有物件災害共済会が相互救済事業として実施する建物総合損害共済15,288,038円、自動車損害共済6,756,015円であった。

2 着眼点別の調査結果及び問題点

着眼点別の調査結果及び問題点は次のとおりである。

なお、特に問題と考えられる点については、**ゴシック体**で表記した。

<着眼点1>

保険内容は適切なものとなっているか。

(1) 発生しうるリスクや損害の程度について分析が行われているか。

監査対象の160件の保険契約において、保険内容を設定する際の発生しうるリスクや損害の程度の分析方法は表6のとおりであった。

表6 保険種別ごとの発生しうるリスクや損害の程度の分析方法（複数回答あり）

(単位:件)

分析方法 保険種別		契約件数	分析している			分析していない
			過去の事故等の事例を参考	業務一覧や業務フロー図等の活用	類似事業等を参考	
傷害保険	76(13)	55(13)	42(11)	15(2)	4(1)	21
賠償責任保険	45(28)	41(25)	30(19)	16(12)	2(1)	4(3)
自動車保険	17(6)	9(5)	7(3)	2(2)		8(1)
動産保険	14(7)	8(6)	3(2)	6(5)		6(1)
火災保険	7(1)	4(1)	4(1)			3
その他	1(1)	1(1)			1(1)	
合計	160(56)	118(51)	86(36)	39(21)	7(3)	42(5)

「分析している」が118件(73.8%)であり、その方法は、「過去の事故等の事例を参考」が86件と最も多く、次いで「業務一覧や業務フロー図等の活用」が39件、「類似事業等を参考」が7件であった。また、「分析していない」が42件(26.3%)であった。

万が一の事故等に備え十分な保険内容を設定するには、発生しうるリスクや損害の程度を総合的に分析することは必要不可欠である。

(2) 保険内容の重複について確認されているか。

市として保険内容に関する統一的な基準はなく、保険内容の設定は各所属の判断に委ねられていることから、他課等が加入している保険との重複について確認する必要

がある。

保険種別ごとの重複確認の状況は表7のとおりであった。

表7 保険種別ごとの重複確認状況

(単位:件)

重複確認の状況		重複確認している			重複確認していない
		重複なし	重複あり 変更あり	重複あり 変更なし	
保険種別	契約件数				
傷 害 保 険	76(13)	68(11)	67(11)	1	8(2)
賠償責任保険	45(28)	36(23)	34(21)	1(1)	1(1)
自動車保険	17(6)	17(6)	17(6)		
動 産 保 険	14(7)	11(6)	11(6)		3(1)
火 災 保 険	7(1)	7(1)	7(1)		
そ の 他	1(1)	1(1)	1(1)		
合 計	160(56)	140(48)	137(46)	2(1)	1(1)

「重複確認している」が140件(87.5%)であった。このうち重複がなかったものが137件、重複があったため保険内容を変更したものが2件であった。重複があったが保険内容を変更しなかったものが1件であり、保険内容の妥当性を検討しているものであった。

「重複確認していない」が20件(12.5%)であった。重複確認していないものの中には、同種の施設や事業でありながら補償金額に差のあるものが見受けられた。

重複確認は、不要な保険への加入防止だけではなく、他の保険と比較することにより、過不足のない保険内容の設定も期待できると考えられることから、新規加入や契約更新の際には十分に確認する必要がある。

(3) 保険内容について適宜検証・見直しが行われているか。

社会情勢や市民ニーズの多様化など市を取り巻く状況の変化にあわせ、保険内容を公務や市民活動等の実態に即した適切なものとなるよう適宜検証・見直しを行うことが重要である。

保険種別ごとの検証・見直し状況は表8のとおりであった。

表8 保険種別ごとの検証・見直し状況（複数回答あり）（単位：件）

検証事項 保険種別		契約件数	検証・見直ししている					検証・見直ししていない
			保険の補償内容	保険の対象範囲	保険の有効性	保険の必要性	その他	
傷害保険	76(13)	54(13)	38(9)	34(9)	21(3)	25(4)	6(3)	22
賠償責任保険	45(28)	37(22)	27(16)	24(15)	16(13)	15(15)	2	8(6)
自動車保険	17(6)	8(5)	4(1)	4(3)	6(5)	1(1)		9(1)
動産保険	14(7)	10(6)	4(3)	9(5)	5(5)	4(4)		4(1)
火災保険	7(1)	5(1)	4(1)	2	1	2		2
その他	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)		
合計	160(56)	115(48)	78(31)	74(33)	50(27)	48(25)	8(3)	45(8)

「検証・見直ししている」が115件（71.9%）であった。このうち検証事項を「保険の補償内容」としていたものが78件で最も多く、次いで、「保険の対象範囲」が74件、「保険の有効性」が50件、「保険の必要性」が48件であった。「その他」は8件で、支払保険料や事故等発生時の保険会社の対応であった。また、「検証・見直ししていない」が45件（28.1%）であった。

「検証・見直ししている」115件について、保険内容の変更の有無は表9-1のとおりであった。また、「検証・見直ししていない」45件について、その理由は表9-2のとおりであった。

表9-1 保険内容の変更の有無（単位：件）

内容変更の有無 保険種別		契約件数	検証・見直ししている	
			変更あり	変更なし
傷害保険	54(13)	11(3)	43(10)	
賠償責任保険	37(22)	1	36(22)	
自動車保険	8(5)	1(1)	7(4)	
動産保険	10(6)	5(2)	5(4)	
火災保険	5(1)	1	4(1)	
その他	1(1)		1(1)	
合計	115(48)	19(6)	96(42)	

検証・見直した結果、保険内容を変更したものは19件（16.5%）であり、事故のリスクの低い事業を対象から外すなど対象範囲を変更したものや、車両保険や特約を

追加するなど補償内容を変更したものであった。一方、変更しなかったものは 96 件 (83.5%) であり、保険内容を変更する必要はないと判断したものであった。

表 9-2 検証・見直ししていない理由 (複数回答あり) (単位: 件)

保険種別	理由 契約件数	検証・見直ししていない			
		現状のま まで問題 ない	前年度の 内容を 踏襲	保険料が 低額	同様の保 険がない
傷 害 保 険	22	17	7	12	3
賠償責任保険	8(6)	6(4)	6(6)	4(3)	
自 動 車 保 険	9(1)	3(1)	6		
動 産 保 険	4(1)				
火 災 保 険	2	2			
合 計	45(8)	28(5)	19(6)	16(3)	3

検証・見直ししていない理由は、「現状のままで問題ない」が 28 件 (62.2%) で最も多く、次いで、「前年度の内容を踏襲」が 19 件 (42.2%)、「保険料が低額」が 16 件 (35.6%)、「同様の保険がない」が 3 件 (6.7%) であった。

社会情勢や市民ニーズの多様化など市を取り巻く状況が変化する中、発生しうるリスクや損害、また、各種保険商品も変化していることを踏まえ、検証及び見直しをしないままに現状を是としたり、前年度の内容を踏襲するのではなく、定期的な保険内容の検証及び見直しを行う必要がある。

<着眼点 2 >

保険契約は適正に行われているか。

- (1) 契約相手方の選定は競争性が確保され、契約手続きが適正に行われているか。

ア 仕様書作成の状況

保険契約の締結に当たって、保険の対象、補償範囲及び補償金額等を明記した仕様書を作成し、提示することは、保険会社との認識の齟齬を防ぎ、契約手続きの適正性を確保する有効な手段の一つと考えられる

保険料階層別の仕様書作成の状況は表 10 のとおりであった。

表 10 仕様書作成の状況

(単位:件)

仕様書作成の状況		仕様書を作成している							仕様書を作成していない
		傷害 保険	賠償責任 保 険	自動車 保 険	動産 保 険	火災 保 険	その他		
保険料階層	契約件数								
1万円未満	33(10)	9(3)	7(1)			1(1)		1(1)	24(7)
1万円以上 10万円未満	75(28)	27(17)	11(3)	9(9)	2(2)	5(3)			48(11)
10万円以上 50万円未満	33(14)	19(9)	7(1)	7(6)	4(2)	1			14(5)
50万円以上 100万円未満	6(1)	3	1	1			1		3(1)
100万円以上 300万円未満	9(3)	2(1)	1(1)				1		7(2)
300万円以上 500万円未満	1	1		1					
500万円以上	3								3
合 計	160(56)	61(30)	27(6)	18(15)	6(4)	7(4)	2	1(1)	99(26)

「仕様書を作成している」が61件(38.1%)であった。保険種別ごとの内訳は、傷害保険が27件で最も多く、次いで、賠償責任保険が18件、動産保険が7件、自動車保険が6件、火災保険が2件、その他保険が1件であった。仕様書を作成している理由は、必要とする保険の条件を提示し、保険会社との共通認識を図るためなどであった。

「仕様書を作成していない」が99件(61.9%)であった。「300万円以上500万円未満」を除く保険料階層において、契約締結に当たって仕様書が作成されていない保険契約があった。その理由は、保険会社と口頭で調整し保険会社が提案する保険内容を採用していることや毎年同じ保険内容で契約していることなどであった。

保険契約については、補償金額や特約の内容等により保険料が設定されるため、仕様書を作成し、相手方に提示することは、保険内容の明確化及び保険料算定の適正性の確保に有用である。

イ 契約方法の状況

監査対象の160件の保険契約において、契約はすべて随意契約により行われていた。随意契約による契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、契約金額が一定金額*以下のものについては1人からの見積書の徴収による契約が認められている。そこで、随意契約を次の①～③に区分し、ま

* 春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)で定める契約金額(保険料は10万円)、指定管理者においてはそれぞれの経理規程等で定める契約金額

た、その保険種別ごとの状況は表 11 のとおりであった。

- ① 随意契約（単独） 一定金額以下において1人から見積書を徴して契約を締結
- ② 随意契約（複数） 2人以上の者から見積書を徴して契約を締結
- ③ 随意契約（一者） 該当保険を取り扱うことができる唯一の相手方と金額にかかわらず契約を締結

表 11 保険種別ごとの随意契約の状況 (単位：件)

保険種別	随意契約区分		単独	複数	一者
	契約件数				
傷 害 保 険	76(13)		46(10)	9	21(3)
賠償責任保険	45(28)		16(13)	7(5)	22(10)
自動車保険	17(6)		8(3)	2(2)	7(1)
動 産 保 険	14(7)		11(7)	2	1
火 災 保 険	7(1)		3(1)		4
そ の 他	1(1)		1(1)		
合 計	160(56)		85(35)	20(7)	55(14)

「単独」が 85 件 (53.1%) で最も多く、次いで、「一者」が 55 件 (34.4%)、「複数」が 20 件 (12.5%) であった。

ウ 契約相手方及び継続年数の状況

令和元年度と比較した保険種別ごとの契約相手方と継続年数の状況は表 12 のとおりであった。

表 12 保険種別ごとの契約相手方と継続年数 (単位：件)

保険種別	契約相手方・継続年数 契約件数	同一保険会社					別の保険会社 (新規含む)	
		3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上		
傷 害 保 険	76(13)	72(12)	6	6(2)	13	10	37(10)	4(1)
賠償責任保険	45(28)	45(28)	7(5)	7(5)	4(1)	3(2)	24(15)	
自動車保険	17(6)	17(6)	2(2)	2(2)	1(1)	2	10(1)	
動 産 保 険	14(7)	13(7)	1(1)	4(2)		1	7(4)	1
火 災 保 険	7(1)	7(1)			2		5(1)	
そ の 他	1(1)	1(1)	1(1)					
合 計	160(56)	155(55)	17(9)	19(11)	20(2)	16(2)	83(31)	5(1)

「同一保険会社」が155件（96.9%）であった。多くの保険種別において、同一保険会社と契約している状況にあった。このうち継続年数が「9年以上」であったものが83件で最も多く、次いで、「5年以上7年未満」が20件、「3年以上5年未満」が19件、「3年未満」が17件、「7年以上9年未満」が16件であった。なお、「別の保険会社（新規含む）」は5件（3.1%）にとどまり、5年以上同一の保険会社を契約相手方としていたものが全体の74.4%を占めていたことから、一旦保険に加入すると同一保険会社との契約継続年数が長くなるものと思料される。

さらに、保険料階層別における随意契約区分と継続年数は表13のとおりであった。

表13 保険料階層別の随意契約の区分と継続年数 (単位：件)

保険料階層	随意契約区分・継続年数 契約 件数	単独					複数					一者								
		3年 未満	3年 以上 5年 未満	5年 以上 7年 未満	7年 以上 9年 未満	9年 以上	3年 未満	3年 以上 5年 未満	5年 以上 7年 未満	7年 以上 9年 未満	9年 以上	3年 未満	3年 以上 5年 未満	5年 以上 7年 未満	7年 以上 9年 未満	9年 以上				
1万円未満	33 (10)	29 (10)	7 (3)	4 (1)	7	3	8 (6)								4	2		1	1	
1万円以上 10万円未満	75 (28)	52 (21)	4 (3)	7 (5)	7	5	29 (13)	9 (4)	2 (1)	4 (3)	1		2	14 (3)				1	2	11 (3)
10万円以上 50万円未満	33 (14)	4 (4)		2 (2)			2 (2)	10 (3)	2 (2)	1	2 (1)	1	4	19 (7)	3 (1)			1 (1)	4 (2)	11 (3)
50万円以上 100万円未満	6 (1)													6 (1)	1	1				4 (1)
100万円以上 300万円未満	9 (3)													9 (3)						9 (3)
300万円以上 500万円未満	1							1	1											
500万円以上	3													3						3
合 計	160 (56)	85 (35)	11 (6)	13 (8)	14	8	39 (21)	20 (7)	5 (3)	5 (3)	3 (1)	1	6	55 (14)	6 (1)	1		3 (1)	7 (2)	38 (10)

保険契約の締結に当たっては、「単独」及び「複数」ともに各保険料に応じた見積書の徴収が適切に行われていた。また、「複数」の中には1人からの見積書の徴収が認められている金額であっても、複数の者から見積書を徴し競争性の確保に努めているものもあった。「一者」の55件は、建物総合損害共済、自動車損害共済、市民総合賠償補償保険、学校災害賠償補償保険や道路賠償責任保険といった自治体を対象とした保険などであり、同様の保険がなく、該当保険を取り扱うことができる唯一の相手方と契約締結されていた。

複数年度、同一の相手方と契約を継続することについては、保険内容によってはその特性からやむを得ないと思われるが、安易に同一の保険会社と契約を締結するのではなく、保険内容の見直しに併せて複数の者から見積書を徴するなど、競争性や透明性の確保に努めることが重要である。

<着眼点3>

保険の対象となる事故等に対して組織的な体制が整えられているか。

(1) 保険内容について情報共有されているか。

被害者への補償や市の財政負担の補填を迅速かつ適切に行うためには、保険内容が正しく認識され、課内等で情報共有されていることが重要である。

保険内容の共有状況は、部局別が表14-1、保険種別ごとが表14-2のとおりであった。

表14-1 部局別の保険内容の共有状況

(単位:件)

共有状況・方法		共有している				共有していない
		共有している	保険会社のパンフレット等を活用	事故発生時の対応マニュアルを活用	課内研修等	
部局	契約件数					
総務部	10	10	10			
財政部	7	7		7		
市民生活部	12	12	11	1		
文化スポーツ部	17(7)	16(7)	14(7)	2		1
健康福祉部	27(22)	25(20)	20(15)		5(5)	2(2)
青少年子ども部	23(10)	23(10)	20(7)		3(3)	
環境部	7	7	6		1	
産業部	6(6)	2(2)	1(1)	1(1)		4(4)
まちづくり推進部	18(11)	17(11)	11(7)	6(4)		1
建設部	4	4	3		1	
上下水道部	6	6	6			
市民病院事務局	6	2		2		4
会計課	1	1	1			
消防本部	3	3	3			
教育委員会事務局	13	13	1	7	5	
合計	160(56)	148(50)	107(37)	26(5)	15(8)	12(6)

表 14-2 保険種別ごとの保険内容の共有状況

(単位:件)

共有状況・方法		共有している				共有していない
保険種別	契約件数		保険会社のパンフレット等を活用	事故発生時の対応マニュアルを活用	課内研修等	
傷害保険	76(13)	73(12)	56(9)	9	8(3)	3(1)
賠償責任保険	45(28)	38(24)	26(18)	9(3)	3(3)	7(4)
自動車保険	17(6)	17(6)	13(4)	2	2(2)	
動産保険	14(7)	12(6)	6(4)	4(2)	2	2(1)
火災保険	7(1)	7(1)	5(1)	2		
その他	1(1)	1(1)	1(1)			
合計	160(56)	148(50)	107(37)	26(5)	15(8)	12(6)

「共有している」が148件(92.5%)であり、その方法は、「保険会社のパンフレット等を活用」が107件と最も多く、次いで、「事故発生時の対応マニュアルを活用」が26件、「課内研修等」が15件であった。多くの部局で保険内容について情報共有がなされている状況が確認できた。なお、建物総合損害共済、市民総合賠償補償保険や公金総合保険などの市全体を一括して補償対象としている保険については、課内にとどまらず全部局に向けても保険内容が周知されており、情報共有が図られていた。

「共有していない」が12件(7.5%)であり、担当者のみが保険内容を把握しているというものであった。

なお、今回調査をする中で、保険会社から説明を受けていなかったため、保険契約の補償対象を十分に把握していないものがあった。

保険内容を把握、共有していないことは、保険金の請求漏れなどにつながる懸念されるため、保険内容について契約締結時において保険会社から十分な説明を受け不明な点を明らかにし、課内等で情報共有が徹底されていることが必要不可欠である。

(2) 保険金に係る請求は適切に行われているか。

保険種別ごとの過去3年間において発生した事故に対して保険金が支払われた件数と保険金の状況は表15のとおりであった。

表 15 事故に対して保険金が支払われた件数と保険金の状況 (単位：件、円)

件数・保険金 保険種別	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事故 件数	保険金が 支払われた 件数	保険金	事故 件数	保険金が 支払われた 件数	保険金	事故 件数	保険金が 支払われた 件数	保険金
傷 害 保 険	81 (67)	74 (64)	2,439,700 (644,500)	58 (53)	53 (50)	234,600 (205,000)	47 (36)	38 (31)	403,600 (314,000)
賠 償 責 任 保 険	85 (50)	76 (37)	17,206,310 (930,000)	82 (30)	75 (23)	11,070,810 (1,565,977)	38 (9)	30 (5)	5,246,117 (139,020)
自 動 車 保 険	32 (1)	45	7,104,203	27 (1)	33 (2)	6,316,341 (768,044)	16	18	1,985,755
動 産 保 険				1	1	80,000			
火 災 保 険	5	5	6,835,294	8	11	4,397,945	2	1	187,000
そ の 他									
合 計	203 (118)	200 (101)	33,585,507 (1,574,500)	176 (84)	173 (75)	22,099,696 (2,539,021)	103 (45)	87 (36)	7,822,472 (453,020)

令和2年度に支払われた保険金の状況を保険種別ごとにみると、賠償責任保険が5,246,117円(67.1%)で最も多く、次いで、自動車保険が1,985,755円(25.4%)、傷害保険が403,600円(5.2%)、火災保険が187,000円(2.4%)であった。賠償責任保険では町内会の活動中に発生した事故や道路事故などに対する保険金、傷害保険では子どもの家における児童のけがなどに対する保険金、火災保険では小学校における火災事故に対する保険金であった。

表15中の事故件数と保険金が支払われた件数の差は、示談に時間を要していること、保険金の支払が年度をまたいだこと、被害者が保険金の受取を辞退したことなどにより生じたものであり、その理由は妥当といえるものであった。

(3) 保険の対象となる事故等を未然に防ぐ取組がなされているか。

事故等の防止や回避に向けた取組状況は、部局別が表16-1、保険種別ごとが表16-2のとおりであった。

表 16-1 部局別の取組状況

(単位：件)

部 局	取組状況		行っている	行っていない
	契約件数			
総 務 部	10		7	3
財 政 部	7		6	1
市 民 生 活 部	12		10	2
文化スポーツ部	17(7)		15(7)	2
健 康 福 祉 部	27(22)		24(19)	3(3)
青少年子ども部	23(10)		23(10)	
環 境 部	7		7	
産 業 部	6(6)		2(2)	4(4)
まちづくり推進部	18(11)		16(11)	2
建 設 部	4		2	2
上 下 水 道 部	6		6	
市民病院事務局	6		4	2
会 計 課	1		1	
消 防 本 部	3		3	
教育委員会事務局	13		6	7
合 計	160(56)		132(49)	28(7)

表 16-2 保険種別ごとの取組状況

(単位：件)

保険種別	取組状況		行っている	行っていない
	契約件数			
傷 害 保 険	76(13)		59(11)	17(2)
賠償責任保険	45(28)		41(24)	4(4)
自 動 車 保 険	17(6)		16(6)	1
動 産 保 険	14(7)		10(6)	4(1)
火 災 保 険	7(1)		5(1)	2
そ の 他	1(1)		1(1)	
合 計	160(56)		132(49)	28(7)

部局別にみると、「行っている」が132件（82.5％）であり、多くの部局で事故等の防止や回避に向けた取組が行われている状況が確認できた。「行っていない」が28件（17.5％）であり、産業部や教育委員会事務局でその割合が高い状況であった。「行

っていない」の中には、過去に事故が発生したものの、事故等の防止や回避に向けた取組を行っていない事例があった。

また、保険種別ごとにみると「行っている」の具体的な取組は、傷害保険では、子どものけが防止のため机・大型玩具への安全クッションの取り付け、ヒヤリハットの活用や事故防止への注意喚起、賠償責任保険では、施設・設備の安全点検や注意事項の掲示、自動車保険では、朝礼時や課内研修における交通安全啓発などであった。

表 15 で示したとおり事故件数は減少傾向にあるものの、傷害保険、賠償責任保険、自動車保険、火災保険の対象となる事故は毎年発生している状況であることから、今後も事故等の防止や回避に向けた取組を行うことが重要である。

第 6 意見

市では、公務や市民活動等における予期せぬ事故や損害賠償責任などのリスクに備え、被害者への補償や市の財政負担の補填などを目的に保険に加入している。発生しうるリスクに対して適切な保険内容となるよう、社会情勢や市民ニーズの多様化など市を取り巻く状況の変化に目を向け、検証及び見直しが行われていることや、事故等の発生予防や発生した場合に適切な対処ができる体制が整備されていることが必要である。また、保険への加入は、リスクに対する不安を軽減することができる有用なものであるが、保険への加入のみをもって万全とするのではなく、リスクを回避しようとする意識の定着を図ることが重要である。

しかしながら、「第 5 監査の結果」で示したように、一部の保険契約や部局において、保険内容の検証及び見直しがなされておらず、また、課内等における保険内容の情報共有や、事故等の防止や回避に向けた取組といった組織的な体制が十分に整えられていない状況が確認できた。

については、次のとおり意見をまとめたので、これを参考に適切な事務の執行に努められたい。

1 保険内容の定期的な検証及び見直しを求めるもの

加入する保険がその役割を効果的に果たすためには、保険内容が公務や市民活動等

の実態に即した過不足のないものとなっていることが重要であり、そのためには定期的な検証及び見直しが必要不可欠であるといえる。調査の結果では、多くの保険契約で検証及び見直しがなされている状況であった。

しかしながら、一部の保険契約において、検証及び見直しをしないままに現状を是としたものや前年度の保険内容を踏襲したもの、また、同種の施設や事業でありながら補償金額に差のあるものが見受けられた。

については、社会情勢や市民ニーズの多様化など市を取り巻く状況が変化する中、発生しうるリスクや損害、また、各種保険商品も変化していることを踏まえ、適切な保険内容とするため、定期的な検証及び見直しを求めるものである。

2 保険内容の積極的な情報共有や周知を求めるもの

事故等の被害者への補償や市の財政負担の補填を迅速かつ適切に行うためには、保険内容や保険金の請求手続き等が課内等で正しく認識され、情報共有されていることが重要である。また、市民総合賠償補償保険など市全体を一括して補償対象としている保険については、担当課が各部局に対して当該保険を周知することや、さらに指定管理者も含め対象としている保険にあつては施設の所管課から指定管理者に対し周知されていることが重要である。

しかしながら、一部の保険契約において、担当者のみが保険内容を把握しているなど課内等における情報共有が十分になされていない状況が見受けられ、また、指定管理者が加入する保険の中には、市が加入する保険との重複を認識していないものが見受けられた。これらの状況は、事故等が発生した場合に、適切な保険の適用を妨げるおそれがあり、保険金の請求漏れや十分な補償がなされないなどの事象につながることも懸念される。

については、事故等が発生した場合に適切な対応をとることができるよう、課内等における保険内容の情報共有の徹底や、施設の所管課にあつては指定管理者への積極的な情報の周知を求めるものである。

3 事故等の防止や回避に向けた取組のさらなる充実を求めるもの

様々なリスクに備えるために加入する各種保険については、事故等に対応するため適切な保険内容とし、情報共有や周知を図ることが必要不可欠であり、さらに言えば、

リスク管理において事故等の未然防止は必要な観点であることから、事故等そのものを発生させないための取組を行うことも重要である。「第5 監査の結果」で示したように、多くの部局において事故等の防止や回避に向けた様々な取組が行われていた。このことは、市民等の安全や市の財産などを守ることのみならず、リスクの低減につながり、ひいては保険料の節減も期待できるものである。

しかしながら、保険が適用され保険金が支払われた事故は減少傾向にあるものの毎年発生している状況にあり、一部の部局において、過去に事故が発生したにもかかわらず、取組を行っていない事例が見受けられた。

については、事故等そのものを発生させないため、リスク管理における事故等の未然防止の意識の定着を促し、事故等の防止や回避に向けた取組のさらなる充実を求めるものである。